

第65回国会 衆議院 法務委員会 第22号 昭和46年5月21日

PDF

✓ 発言を絞り込む

絞り込み

発言単位表示にする

テキスト印刷用ファイル出力

前後の該当箇所へ移動

前後の発言へ移動

▲ 発言目次

指定した発言をダウンロード

● チェックボックスで選択

○ 発言No.を範囲指定

☐ 全選択/全解除

No.	発言者名	PDF
☐ 076	堀和	p.10
☐ 077	高橋英吉	p.10
☐ 078	矢口洪一	p.10
☐ 079	沖本泰幸	p.10
☐ 080	矢口洪一	p.10
☐ 081	高橋英吉	p.10
☐ 082	沖本泰幸	p.10
☐ 083	矢口洪一	p.11
☐ 084	沖本泰幸	p.11
☐ 085	高橋英吉	p.11
☐ 086	小島徹三	p.11
☐ 087	青柳盛雄	p.11
☐ 088	影山勇	p.11
☐ 089	青柳盛雄	p.11
☐ 090	矢口洪一	p.12
☐ 091	青柳盛雄	p.12
☐ 092	矢口洪一	p.12
☐ 093	青柳盛雄	p.12
☐ 094	矢口洪一	p.12
☐ 095	青柳盛雄	p.12
☐ 096	矢口洪一	p.12
☐ 097	青柳盛雄	p.12
☐ 098	矢口洪一	p.12
☐ 099	青柳盛雄	p.12
☐ 100	矢口洪一	p.12
☐ 101	青柳盛雄	p.12
☐ 102	矢口洪一	p.12
☐ 103	青柳盛雄	p.12
☐ 104	矢口洪一	p.12

続いて、本日午前中から問題になっております最高裁判所の人事の問題についてお尋ねをいたしたいと思いますが、まず第一番目に、昨年の四月発表されました当時の最高裁判所事務総長岸盛一氏の談話についてでございます。これは最高裁判所の裁判官会議の決定を談話という形で発表したものであるかどうかという点を、まずお尋ねをいたしたいと思います。

090 矢口洪一

[発言URLを表示](#)

○矢口最高裁判所長官代理者 岸事務総長が談話を発表いたしました、その末尾に、「以上は最高裁判所の公式見解である。」というふうに結んでおりますが、裁判官会議の議を経たものであることはもちろんでございます。

091 青柳盛雄

[発言URLを表示](#)

○青柳委員 そこで明確に述べられている政治的な団体、要するに裁判官がそのような団体に所属することは好ましくないという趣旨の対象にされている政治的団体というのは、具体的に言うと、今度の場合もしばしば問題になりましたいわゆる青年法律家協会も含まれるという趣旨であるのかどうか、それは文章自体からはわかりませんが、お尋ねをいたしたいと思います。

092 矢口洪一

[発言URLを表示](#)

○矢口最高裁判所長官代理者 岸総長談話自体の中には何とも書いてございませんが、今日の時点で考えました場合に、青法協はあの中にいう「政治的色彩を帯びた団体」というものに含まれてまいるものと考えております。

093 青柳盛雄

[発言URLを表示](#)

○青柳委員 この談話の趣旨というものは、裁判官を新しく任用する場合あるいは任期の終了した裁判官を再任する場合の採否を決定する場合ですね。任官を希望してきても、これを拒否するかそれとも受け入れるかということを決定する場合に、考慮の中に入るべきものということで、そういう一つの効力を持っているものかどうかということをお尋ねしたいと思います。

094 矢口洪一

[発言URLを表示](#)

○矢口最高裁判所長官代理者 岸前事務総長談話は、裁判官のモラルの問題として、職業倫理の問題として好ましくないということを述べたものでございます。裁判官を採用いたします場合には、その具体的な方がつけるべき地位、すなわち判事補でございますか、簡易裁判所判事でございますか、あるいは判事でございますか、そういった地位にふさわしい方であるかどうかという観点から、あらゆる観点から検討されるものでございまして、そういった場合に全部の観点から見ましてふさわしいという方であれば、これを裁判官の任用の名簿に登録するということになっておるものでございます。

095 青柳盛雄

[発言URLを表示](#)

○青柳委員 基準の点については、いまのようなふさわしいかどうかということを経験的にはよりどころにするんだということでございます。これは前々から一貫してそういう趣旨を答えられておられますが、いわゆるモラルの問題というのは、裁判官のモラルとして好ましいか好ましくないかという評価の価値判断がそこに入ってくるわけでありまして、そういうモラルの問題として岸談話が出ているんだといたしますと、そういうモラルはふさわしいかふさわしくないかという点を判断するとして考慮の中に入ることになります。これを要するわけですね。